

第55号議案関係資料

商工・観光関係事業の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
1	中小企業資金融資制度		x					x				x		B	
2	新就職者への激励									x		x		B	
3	企業誘致の推進(補助金等)													B	
4	企業誘致の推進(固定資産税の減免)	x	x											A	
5	企業誘致の推進(工業団地)	x	x	x								x		A	
6	観光案内所の運営		x					x		x		x		B	
7	ミス制度		x					x		x		x		B	
8	観光イベント等													A	
9	観光関連施設等		x							x				A	
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 中小企業資金融資制度	中小企業資金融資制度 保証協会取扱分保証料補助 保証協会等に対する損失補償	該当なし。	独自の融資制度は無いが、商工会を窓口とした各種融資制度の利用者に対する利子補給制度あり。 利子の1/2を補助	該当なし。
2 新就職者への激励	鹿児島地区新就職者激励大会 鹿児島地区(鹿児島市、吉田町、桜島町)の事業所に就職して、産業の発展に寄与する新規学卒者を激励するため実行委員会方式で開催している。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	中学校を卒業後、就職する生徒へ記念品を授与し、激励する。
3 企業誘致の推進(補助金等)	<p>【企業立地促進補助金】 設備投資額×2%+新規雇用者数×30万円(限度額2,300万円) 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業、ソフトウェア業、研究開発型企業等 ・設備投資額 製造業:1億円以上10億円未満 ソフトウェア業等:1千万円以上〃 (用地取得費を除く) ・新規雇用者 製造業:1人以上10人以下 ソフトウェア業等:〃5人以下 <p>根拠条例等 ・鹿児島市企業立地促進補助金 交付要綱 開始年度 平成10年度</p>	<p>【奨励金】 固定資産税の1/2の額(3年間) 【用地取得補助金】 町及び開発公社が造成した工業団地 取得価格の100分の30以内 (限度額3,000万円) その他町長が工業団地として認める区域 取得価格の100分の10以内 (限度額1,000万円) 【雇用促進補助金】 新規雇用者数×5万円 (限度額500万円) 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業等 ・3,000㎡以上の土地取得後3年以内に操業開始 ・設備投資額が1,000万円以上 ・新規雇用者が10人以上 <p>根拠条例等 ・吉田町工場等立地促進条例 同施行規則 開始年度 平成9年度</p>	<p>【企業立地促進補助金】 新規地元雇用者数×5万円 (限度額500万円) 設備投資額の10分の1 (限度額1,500万円) 【奨励金】 固定資産税に一定の率を乗じた額 (3年間) 1年目:賦課された固定資産税額の10分の10以内 2年目:〃 10分の7以内 3年目:〃 10分の5以内 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業、旅館業 ・過疎法に基づく優遇措置の要件に該当しない事業者 (固定資産取得価格の規定額は過疎法の規定と同額) <p>根拠条例等 ・桜島町企業立地促進条例 同施行規則 開始年度 平成2年度</p>	<p>【奨励金】 工業用地取得等のため奨励金を予算の範囲で交付 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業 ・不均一課税のほか町長が必要と認めるとき <p>根拠条例等 ・喜入町工業開発促進条例 同施行規則 開始年度 昭和62年度</p>

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現況		課題	調整方針(案)
松元町	郡山町		
独自の融資制度は無いが、商工会を窓口とした各種融資制度の利用者に対する利子補給制度あり。 利子の1/5を補助	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。 助成制度が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 桜島町及び松元町で実施している利子補給制度は、合併時に廃止する。 ただし、合併前の補助決定分については、鹿児島市が債務を引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。 事業内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
【奨励金】 固定資産税に一定の率を乗じた額 (3年間) 1年目:賦課された固定資産税額の10分の10以内 2年目: " 10分の7以内 3年目: " 10分の5以内 対象要件 ・業種:製造業、ソフトウェア業等 ・工場等への投資額500万円以上 ・新規雇用者数10人以上 根拠条例等 ・松元町工業開発促進条例 ・同施行規則 開始年度 昭和48年度	【補助金】 工業用地取得補助及び新規地元雇用補助 工業用地取得価格の10分の1以内の額 + 新規雇用者数×5万円 (限度額1,000万円) 対象要件 ・業種:製造業 ・設備投資額1,700万円以上 ・地元雇用者10人以上 根拠条例等 ・郡山町工場等立地促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成元年度	補助金制度(金額、対象要件等)が異なる。	合併時に再編する。 なお、合併前に立地した企業については、経過措置を設け対応する。

行政制度等の調整方針(案)

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
4 企業誘致の推進(固定資産税の減免)	該当なし。	該当なし。	<p>【課税免除】 過疎法の指定、条例に基づく課税免除(3年間) 対象要件 ・業種: 製造業、旅館業 ・工場生産設備又は旅館設備が2,500万円以上 根拠条例等 ・桜島町企業立地促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成2年度</p>	<p>【不均一課税】 半島法の指定、条例に基づく不均一課税(3年間) 1年目: 100分の0.14 2年目: 100分の0.35 3年目: 100分の0.70 対象要件 ・業種: 製造業 ・工業生産設備が2,500万円以上 根拠条例等 ・喜入町工業開発促進条例 ・同施行規則 開始年度 昭和62年度</p>

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>【不均一課税】 半島法の指定、条例に基づく不均一課税（3年間） 税率・対象要件：喜入町に同じ 根拠条例等 ・松元町半島振興対策実施地域 工業開発促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成7年度</p>	<p>【課税免除】 農工法の指定、条例に基づく課税免除（3年間） 対象要件 ・業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業若しくは卸売業 ・製造業は、工業生産設備が3,000万円以上 ・道路貨物運送業は、建物、機械、車輛等設備が3,000万円以上で、かつ雇用増15人以上 根拠条例等 ・郡山町農村地域工業等導入促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成5年度</p> <p>【不均一課税】 半島法の指定、条例に基づく不均一課税（3年間） 税率・対象要件：喜入町に同じ 根拠条例等 ・郡山町半島振興対策実施地域 工業開発促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成3年度</p>	<p>桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 桜島町、喜入町、松元町及び郡山町には、国の優遇税制の適用がある。（半島法、農工法、過疎法）</p>	<p>現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 企業誘致の推進(工業団地)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	・一倉工業団地(24ha) 9.4haのみ分譲立地済み。 (残り14.6haは未造成 但し、町有地として確保済み) 工業団地専用排水(口径250mm) 延長3,855.4m
6 観光案内所の運営	西鹿児島駅前及び鹿児島駅前に観光案内所を設置している。 運営・・(財)鹿児島観光コンベンション協会	該当なし。	フェリーターミナル(桜島港)に観光案内所を設置している。 運営・・桜島町	該当なし。
7 ミス制度	1.名称:ミス鹿児島 2.人数:3名 3.運営:ミス鹿児島選出運営委員会 4.出務回数:年60件程度	該当なし。	1.名称:ミス桜島 2.人数:3名 3.運営:町 4.出務回数:年40件程度(納涼船除く) 納涼船及び期間内貸切 (7/20~8/31) 出務・・のべ90回程度	該当なし。

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>団地総面積・分譲可能面積 ・四元工業団地 8.5ha 4.7ha</p> <p>未分譲（未造成）</p> <p>所有者は、鹿児島県町村土地開発公社松元町支社</p>	<p>該当なし。</p>	<p>喜入町及び松元町のみ。 喜入町及び松元町には、未分譲の工業団地がある。 吉田町及び郡山町の工業団地は分譲済み。</p>	<p>喜入町の一倉工業団地及び松元町の四元工業団地については、当初計画にこだわらず、長期的・総合的な視野に立って、新たな活用策を検討する。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。 運営方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。 名称・運営方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
8 観光イベント等	<p>おはら祭</p> <p>1.実施内容:総踊り、音楽パレード等 2.開催時期:11/2・3 3.実施主体:同振興会</p> <p>かごしま錦江湾ナイト大花火大会</p> <p>1.実施内容:約13,000発の花火打上 2.開催時期:例年8月下旬の土曜日 3.実施主体:同実行委員会</p> <p>鹿児島カブ^ル 火山めぐりヨットレース</p> <p>1.実施内容:錦江湾を舞台にしたヨットレース 2.開催時期:例年7月第3金～翌水曜日(6日間) 3.実施主体:同実行委員会</p> <p>桜島・錦江湾横断遠泳大会</p> <p>1.実施内容:桜島から錦江湾を横断する遠泳大会 2.開催時期:例年7月中旬 3.実施主体:同大会事務局</p> <p>かごしま夏祭</p> <p>1.実施内容:大ハンヤ・前夜祭等 2.開催時期:例年7月20日 3.実施主体:同振興会</p> <p>谷山ふるさと祭</p> <p>1.実施内容:音楽パレード、総踊り 2.開催時期:例年10月第4土・日 3.実施主体:同振興会</p>	<p>吉田町夏まつり</p> <p>1.実施内容:舞台演芸、お楽しみ抽選会、花火打上等 2.実施時期:毎年8月第3土曜日 3.実施主体:吉田町商工会</p>	<p>火の島祭り</p> <p>1.実施内容:花火打上、ｽｰﾌﾟｼョｰ 2.実施主体:同実行委員会 3.開催時期:7月最終土、日</p> <p>ウォーキング大会</p> <p>1.実施内容:小みかん畑等を舞台にしたウォーキング大会 2.実施主体:同実行委員会 3.開催時期:11月下旬～12月上旬</p>	<p>喜入町夏まつり</p> <p>1.実施内容:相撲大会、フリーマーケット、歌謡ショー、花火打ち上げ等 2.開催時期:例年8月第3日曜日 3.実施主体:同実行委員会</p>

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町商工会夏まつり</p> <p>1. 実施内容: 抽選会、カラオケ大会、舞踊披露、花火打ち上げ等</p> <p>2. 実施時期: 毎年 8 月</p> <p>3. 実施主体: 松元町商工会</p> <p>さつま松元ふれあい市</p> <p>1. 実施内容: 露天市、フリーマーケット、抽選会、国際ナンコ大会等</p> <p>2. 開催時期: 例年11月。</p> <p>3. 実施主体: 松元町商工会</p>	<p>郡山町夏まつり</p> <p>1. 実施内容: パレード、舞踊披露、花火打上等</p> <p>2. 実施時期: 例年 8 月第 2 土曜日</p> <p>3. 実施主体: 郡山町商工会</p> <p>八重山ハイキング</p> <p>1. 実施内容: 八重山登山、ｽｰｼﾞﾝｸﾞ等</p> <p>2. 開催時期: 例年11月第 2 日曜日</p> <p>3. 実施主体: 郡山町商工会</p>	<p>各市町で独自イベントを実施している。</p>	<p>現行どおりとする。ただし、実施主体や実施方法等については今後調整を行う。</p>

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 観光関連施設等	<p>(1) 維新ふるさと館(開館:平成6年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産:土地・建物・市の公の施設 ・管理:委託(鹿児島コンベンション協会) <p>(2) 有村溶岩展望所 桜島の有村に設置されている展望所。</p>	該当なし。	<p>(1) 温泉給湯事業(昭和59年度開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産:公の施設、温泉給湯事業基金、地方債 ・使用料:業務用6,000円/Kl、一般150円/500l <p>(2) 湯之平展望所・烏島展望所</p> <p>(3) 桜島ビジターセンター(昭和63年設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産:土地・建物・県の公の施設 ・管理:町が県より管理を受託 <p>(4) 桜島町ユースホテル(昭和43年度設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産:土地・町の公の施設、建物・県の財産、ユースホテル事業基金 ・管理:町が県より無償貸借。 ・宿泊料:大人2,500、小中学生2,090 ・食事料:朝食510、夕食:710 ・その他(1H):集会室510、冷暖房料510 ・テニスコート1面210(各単位:円) ・負担金 日本YH協会広報事業負担金 九州公営YH連絡協議会負担金 九州YHホテル協議会負担金 	<p>(1) 千貫平自然公園(昭和44年度開園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産:土地、トイレ等附帯設備・県所有 ・管理:町が県より管理を受託

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	(1)花尾隠れ念仏洞公園 ・財産:駐車場・トイレ(町の公の施設)	鹿児島市、桜島町、喜入町及び郡山町のみ。	合併時に現行どおり引き継ぐものとする。